

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定を 適用する診療所について

1 制度の趣旨

診療所の一般病床の設置または増床を行う場合、厚生労働省令で定める場合を除いて、都道府県知事の許可を要し、あわせて基準病床数による制限を受けている。

一方、医療法施行規則で定める一定の要件を満たすものとして、保健医療計画に記載された場合は、許可を要せず、届出により病床を設置することができることとされている。

2 本県における取り扱い（平成25年11月28日改定）

今後、高齢化の進行等に伴い、医療・介護の需要が増加し、多様化することが見込まれる中で、地域医療に重要な役割を果たしている有床診療所の設置を促進し、地域医療の充実を図るため、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき、許可を受けないで一般病床の設置等が可能な診療所について、以下のとおり取り扱う。

(1) 許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所の類型

- ア 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- イ へき地に設置される診療所
- ウ 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると認められる診療所

(2) 病床の設置等に係る手続き

上記(1)に該当し、病床の設置等を希望する診療所については、地元医師会、市町及び圏域健康福祉推進協議会等において、地域において特に必要とされる有床診療所として意見を得た上で、医療審議会において、審議を行う。

審議の結果、病床設置等が適当と判断された診療所については、兵庫県保健医療計画にその名称及び所在地を記載する。

3 審議の対象となる診療所

上記の規定に基づき、設置希望のあった診療所は以下のとおり。

圏域名	診療所名	所在地	新設/増床の別	医療法施行規則における種別
神戸	蓮池医院	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目7番20号	増床 (2→10床)	在宅医療 (第1号)
阪神南	きょう整形外科・ 神経外科クリニック	尼崎市御園町54番地カーム 尼崎3階	増床 (5→8床)	その他 (第3号)
阪神南	堀産婦人科	西宮市薬師町313	新設 (9床)	周産期 (第3号)

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号に該当する 診療所の病床設置に係る規程について

○医療法（抄）

第七条

- 3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○医療法施行規則（抄）

第1条の14

- 7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
- (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として法第30条の4第1項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下この項において単に『医療計画』という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - (2) へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

○保健医療計画（抄）

<許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所>

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得て、兵庫県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。

なお、個別診療所名の保健医療計画への記載については、県のホームページに掲載するものとする。

医療法施行規則第1条の14第7項に該当する診療所

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号の規定に基づき、許可を受けないで一般病床の新設または増床ができる診療所は、地域において特に必要とされ有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見をj得て、兵庫県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。

【兵庫県保健医療計画（平成25年4月） p24 参照】

標記規定に該当する診療所は以下のとおりである。

圏域名	診療所名	所在地	新設／増床の別	新設／増床した病床数	現在の病床数	医療法施行規則における種別
阪神南	レディース&マタニティクリニック サンタクルスザシェクガワ	西宮市相生町8-15	増床	10床	19床	周産期（第3号）
阪神南	宮本レディースクリニック	西宮市樋之池町5-22	増床	2床	9床	周産期（第3号）
東播磨	あきこレディースクリニック	明石市上ノ丸3丁目11-8	新設	2床	2床	周産期（第3号）
東播磨	西村医院	加古川市野口町水足字松の内1852	新設	19床	19床	在宅医療（第1号）
東播磨	新見眼科	明石市二見町東二見901-1	新設	3床	3床	その他（第3号）
神戸	もりもと産婦人科クリニック	神戸市垂水区舞多聞西5丁目1-3	新設	15床	15床	周産期（第3号）

（平成28年6月15日現在）

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定を適用する
診療所について

診療所名称	蓮池医院 ※	
診療所所在地	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1丁目7番20号	
開設者	医療法人社団 蓮池医院	
管理者	蓮池 浩明 ※	
診療科目	内科、小児科、胃腸内科、緩和ケア内科、放射線科	
医療法施行規則の種別	在宅医療（施行規則第1条の14第7項第1号）	
病床数	新設・増床の別	増床（建替）
	設置・増床予定年月日	工事着手予定：県計画登載後 病床使用予定：平成30年1月
	今回設置する病床数	8床
	既設置の病床数	2床（一般病床2床 療養病床0床）
病床設置の目的 （提供する医療の内容）	<ol style="list-style-type: none"> 主に地域でがん治療を受けている患者の症状コントロールのサポート、看取りを含めた終末期医療の受け皿としての役割 <ul style="list-style-type: none"> 地域に根差したがん治療における切れ目のない緩和ケアの充実 在宅療養推進を目指して、病院と在宅医療を行う診療所との地域における橋渡し役 <ul style="list-style-type: none"> 病院から在宅移行に向けての後方支援・回復期機能の役割 在宅療養患者における後方支援ベッドとしての役割 胃がん、大腸がん検診における二次検診受診率の促進 <ul style="list-style-type: none"> 壮年期、中年期、前期高年期世代の二次検診受診率向上 高齢者世代に安心できる検査環境の提供 高齢者世代に対する病院の負担軽減を目的とした内科診療 <ul style="list-style-type: none"> 鈴蘭台駅周辺再開発に伴い、人の出入りが活性化することが見込まれる中、地域性を考慮し、周辺医療機関と積極的な連携を行う。 	
関係機関との 連携の状況・予定	<ol style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮化を求められる急性期病院・中小病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への橋渡し機能を持つ。 訪問診療を行っている医療機関の後方支援ベッドとしての役割を果たす。 	
地元医師会、市町、 圏域協議会等の意見	（別添のとおり）	

※ 平成30年1月に「有床診療所 はすいけクリニック」「管理者 蓮池典明」に変更予定。

神北医発第 54 号
平成 28 年 12 月 21 日

医療法人社団 蓮池医院
理事長 蓮池 浩明 様

神戸市北区医師会
会長 高原 哲夫



意見の通知について

本医師会は、貴医院が平成 28 年 12 月 15 日付で願い出られました「医療法人社団 蓮池医院」の病床数を現在の 2 床より 10 床に増床する件につきまして、審議の結果、次のとおり意見をお知らせします。

記

蓮池医院におかれましては、増床することにより、在宅医療支援の拠点機能を発揮され、また、併せてこれまでのご経験を生かして、終末期医療を充実させて頂くことを期待致します。そして、北区の地域包括ケアシステムを担う一員として積極的に推進されることを望みます。

以上



平成29年2月1日

兵庫県健康福祉部健康局医務課長 様

神戸市保健医療審議会医療専門分科会
分科会長 藤澤 正 人

意 見 書

「(仮称)有床診療所 はすいけクリニックの病床設置」について、次のとおり、当専門分科会の意見を提出いたします。

記

- ① 病床設置について、承認します。
- ② 有床診療所として運営するにあたり、医師・看護師等スタッフの十分な確保に努められたい。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、後方支援病床としての機能を十分に発揮し、在宅医療の推進に寄与されたい。

以上

神保健地医第 902 号

平成 29 年 2 月 1 日

兵庫県健康福祉部健康局医務課長 様

神戸市保健福祉局健康部長 廣瀬 万希子

意 見 書

「(仮称) 有床診療所 はすいけクリニックの病床設置」について、次のとおり、本市の意見を提出いたします。

記

病床設置について、承認します。

なお、病床設置にあたっては、医師・看護師等スタッフの十分な確保を図るとともに、周辺の医療機関等と密に連携し、在宅医療の推進など地域医療の向上に貢献いただきたい。

以上

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定を適用する
診療所について

診療所名称		きょう整形外科・神経外科クリニック
診療所所在地		兵庫県尼崎市御園町54番地カーム尼崎3階
開設者		姜 良勲 (きょう よしのり)
管理者		姜 良勲
診療科目		整形外科・神経外科・リハビリテーション科
医療法施行規則の種別		その他 (施行規則第1条の14第7項第3号)
病床数	新設・増床の別	増床
	設置・増床予定年月日	病床使用予定：県計画登載後すぐ
	今回設置する病床数	3床
	既設置の病床数	5床 (一般病床5床 療養病床0床)
病床設置の目的 (提供する医療の内容)		<ol style="list-style-type: none"> 1 現在、脊椎手術専門医療機関として、脊椎内視鏡手術・高度な脊椎低侵襲手術を含め、年間250件以上を実施しており、病床5床をもって急性期機能を担っている。 2 増床により、術後リハビリテーション・脊椎専門医の同時並行的な管理や指導を行い、患者の早期回復を促す。 3 地域内に不足している回復期機能の医療提供を実施し、地域完結型医療を推進する。
関係機関との連携の状況・予定		<ol style="list-style-type: none"> 1 経皮的内視鏡下椎間板摘出術を本格実施している施設であり、圏内の他の脊椎専門病院からコンスタントに紹介を受けている。 2 現在、術後のリハビリが必要な患者は田中病院・だいもつ病院へ紹介している。増床後は周術期・亜急性期のリハビリを自院で可能とする。
地元医師会、市町、圏域協議会等の意見		(別添のとおり)

平成 29 年 3 月 7 日

芦屋健康福祉事務所長 様

一般社団法人尼崎
会長 黒田 佳



医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき
許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所の事前協議について

平成 29 年 2 月 20 日付神南（芦健）第 2929 号で依頼のありました きょう整形
外科・神経外科クリニックの事前協議について、承認いたします。

「きょう整形外科・神経外科クリニック」は今後の地域医療推進の上で必要であると判断し、本増床に同意したことを申し添えます。

以 上



平成29年3月8日

芦屋健康福祉事務所長 様

阪神南圏域健康福祉推進協議会長

意 見 書

きょう整形外科・神経外科クリニックの病床増床について、医療部会において協議の結果、次のとおり意見をとりまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置ができる診療所として、きょう整形外科・神経外科クリニックが病床増床することについて、阪神南圏域として承認する。

【附帯意見】

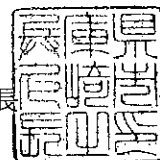
リハビリテーションをはじめとした医療職の人員確保に努めること

尼保企第 14860 号の 2

平成 29 年 3 月 8 日

阪神南県民センター長 様

尼 崎 市 長



医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき
許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所の事前協議について

平成 29 年 2 月 20 日付け神南 (芦健) 第 2929 号で依頼がありました、きょう整形外科・
神経外科クリニックにかかる標記の事前協議について、承認します。

以 上

(保健企画課 医事薬事担当)



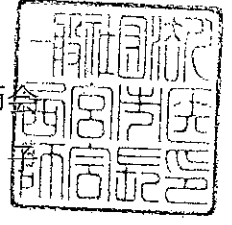
医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定を適用する
診療所について

診療所名称	堀産婦人科	
診療所所在地	兵庫県西宮市薬師町313	
開設者	堀理照(ほりまさてる)	
管理者	堀理照	
診療科目	産婦人科・婦人科	
医療法施行規則の種別	周産期(施行規則第1条の14第7項第3号)	
病床数	新設・増床の別	新設
	設置・増床予定年月日	工事着手予定: 県計画登載後 病床使用予定: 平成30年4月
	今回設置する病床数	9床
	既設置の病床数	なし
病床設置の目的 (提供する医療の内容)	<ol style="list-style-type: none"> 西宮市立中央病院の分娩取扱い休止の一方で、西宮市の出生率は全国平均・県平均を上回っている。 中でも開設予定地域である西宮北口駅周辺では、住宅開発等により今後も周産期医療のニーズの維持・増加が予想されることから、分娩を扱う身近な有床診療所として地域医療に貢献する。 また、医療提供側の高齢化も周産期領域では顕著な問題であり、若い産婦人科の医師の目標となるよう努める。 	
関係機関との連携の状況・予定	<ol style="list-style-type: none"> 開設者の現勤務先の連携先として千舟病院があり、開設後の緊急時の提携医療機関としては明和病院・兵庫医大病院を予定。 	
地元医師会、市町、圏域協議会等の意見	(別添のとおり)	

西 医 発 第 601 号
平 成 29 年 3 月 1 日

阪神南県民センター長 様
(芦屋健康福祉事務所)

一般社団法人 西宮市医師会
会 長 大 江 与 喜



医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき許可を受けな
いで一般病床の設置等ができる診療所の事前協議について(回答)

平成29年2月20日付け神南(芦健)第2929号で依頼のありました
掘産婦人科 にかかるとの標記の事前協議について、本会理事会において協議の
結果、承認致します。

以 上



平成29年3月8日

芦屋健康福祉事務所長 様

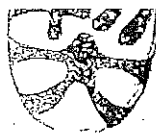
阪神南圏域健康福祉推進協議会長

意 見 書

堀産婦人科の病床設置について、医療部会において協議の結果、次のとおり意見をとりまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置ができる診療所として、堀産婦人科が病床設置することについて、阪神南圏域として承認する。



西保総発第830号
平成29年3月6日
(2017年)

芦屋健康福祉事務所長 様

西宮市長 今村 岳司



医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号までの規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所の事前協議について

平成29年2月20日付け神南（芦健）第2929号で依頼のありました堀産婦人科にかかる標記の事前協議について、承認いたします。

なお、承認にあたり、下記の事項が履行される事を前提としますので、よろしく願いたします。

記

1. 医療法、その他の関係法令を遵守すること。
2. 地域住民との信頼関係に基づき、良質かつ適切な医療を提供すること。
3. 事前協議書の計画理念を遵守すること。
4. 地域医療機関相互の機能分担と連携をはかり、医療システム化等、地域保健医療計画との整合性を図ること。
5. 関係行政機関との連携を図り、地域保健福祉事業を推進すること。
6. 関係医療機関と協調することにより地域医療の充実に努めること。

以上

